

講義 2 :

日本における無形文化遺産の保護及び目録作成

東京文化財研究所無形文化遺産部
部長 宮田繁幸
平成 23 年 2 月 3 日

アウトライン

1. 日本の無形文化遺産インベントリー
2. 歴史的背景と文化財保護法の成立・改正
3. 3種のインベントリーとその内容
4. 指定・認定・選定の手順
5. 各インベントリー作成上の留意点

1. 日本の無形文化遺産インベントリー

現在、日本の無形文化遺産に関しては、「重要無形文化財等一覧」、「重要無形民俗文化財等一覧」、「選定保存技術保持者等一覧」という3つのインベントリーがあり、政府組織である文化庁が作成と管理を行っている。

2. 歴史的背景及び文化財保護法の成立・改正

日本は、1950年、有形のみならず無形の文化財をも対象とした文化財保護法を制定した。

当初、無形の文化財については「消滅の危機」に瀕した無形文化財の保護のみを規定していたが、1954年の同法改正によって、我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち芸術上または歴史上特に価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの体現者をその保持者として認定する指定認定制度を創設した。このことによって、技術は技術として「指定」し、技術を保持する人物を「保持者」として「認定」という、「指定」と「認定」の二重構造が設けられることになった。「わざ」と「保持者」を別々に認識する発想は、我が国の無形文化財保護制度の中でも最も個性ある特徴の一つであるといえよう。

さらに、1975年の同法改正によって、新たに無形の民俗文化財の指定制度及び文化財の保存技術の選定・認定制度が位置づけられた。無形の民俗文化財に関しては、基盤的な生活文化の特色を示す典型的な風俗慣習や、芸能の変遷の過程を示す民俗芸能などで特に重要なものを、重要無形民俗文化財に指定し、より積極的な伝承を図ることとした。

また、修理技術等の保存技術は、正確であることを求められる面が強く、芸術上の価値を重視する無形文化財とは異なる視点でとらえることが必要であり、そのため、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的なわざで保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することとし、積極的な伝承支援を行うこととした。

さらに、2004年の同法改正により、地域における生活や生産に関する用具、用品等

の製作技術として伝承されてきた民俗技術を文化財として保護するため、無形の民俗文化財に民俗技術を追加し、現行の民俗文化財と同様の保護措置を講ずることとした。

文化庁では、上記の無形の文化財について、文化財保護法に基づいて指定・認定等を行い、そのインベントリーの作成と管理を行っている。

3. 3種のインベントリーとその内容

インベントリー1 「重要無形文化財保持者等一覧」

無形文化財のうち特に重要なものを重要無形文化財に「指定」し、同時にこれらのわざを高度に体現または体得しているものを「保持者」あるいは「保持団体」に認定している。一般に、このインベントリーの中には、「人間国宝」の通称で知られる人々も含まれている。前述のように、彼らは「指定」された技術・技能の「保持者」として認定され、死亡するとその「認定」は解除され、このインベントリーからその名は削除される。また、保持者がいなくなった分野の「指定」も解除される。

※ インベントリー記載情報

各個認定

種別、指定名称、指定年月日、保持者氏名（本名、芸名・雅号）、保持者生年月日、保持者認定年月日、保持者住所、備考（主要受賞歴等）

総合認定・保持団体認定

名称、指定要件、保持者及び代表者氏名（芸能分野）・保持団体名称及び代表者氏名（工芸技術）、所属機関または団体の名称と連絡先（芸能分野）・保持団体事務所所在地（工芸技術）、指定年月日

※ 文化財及び保持者数

各個認定

文化財数 82 件

（芸能 39, 工芸技術 43）

保持者数 115 人

（芸能 56, 工芸技術 59）

総合認定・保持団体認定

文化財数 26 件

（芸能 12, 工芸技術 14）

団体数 26

（芸能 12, 工芸技術 14）

インベントリー2 「重要無形民俗文化財一覧」

風俗慣習（生産・生業、人生儀礼、娯楽・遊技、社会生活（民俗知識）、年中行事、祭礼・

国立文化財機構
平成 22 年無形文化遺産保護パートナーシッププログラム

信仰など)、民俗芸能(神楽、田楽、風流、語り物・祝福芸、延年・おこない、渡来芸・舞台芸など)、及び民俗技術のうち、我が国民の生活の推移を理解する上で特に重要なもの

※ インベントリー記載情報

都道府県名、指定名称、所在地、保護団体名、指定年月日

※ 文化財件数 266 件

風俗慣習 104 件

民俗芸能 152 件

民俗技術 10 件

インベントリー 3 「選定保存技術保持者等一覧」

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で、保存の措置を講ずる必要があるもの

※ インベントリー記載情報

保持者認定

選定保存技術名称、選定年月日、保持者氏名(本名 雅号)、生年月日、認定年月日、住所

保存団体認定

選定保存技術名称、選定年月日、保存団体名称、認定年月日、代表者の氏名、保存団体事務所所在地

※

保持者認定

技術数 46 件

保持者数 52 人

保存団体認定

技術数 29 件

保存団体数 31 団体

4. 指定・認定・選定の手順

1) 事前調査

無形文化遺産の指定・選定及び保持者・保持団体等の認定に当たっては、事前の十分な調査がなされていることが前提となる。

無形文化財及び文化財保存技術については、その対象となる数が比較的限られているため、この調査は主として文化庁の調査官自らが行う。その場合、関係学会での研究動向や

対象分野に関する研究者の研究成果等の情報を十分把握することが重要である。

一方無形民俗文化財に関しては、対象となる文化財が全国に多く存在するため、文化庁の調査官（無形民俗文化財に関係するのは 6 名）のみでは、十分な基礎的調査を実施することは困難である。しかし国の指定以前に、多くの無形民俗文化財が都道府県又は市町村の指定となっている場合がほとんどであり、ある程度の基礎的価値付けに必要な調査は既に行われており、調査報告書や映像記録も存在することが多い。したがって、国の調査はそういった既存の調査結果を前提に行われる。

2) 候補の選択

上記の事前調査に基づいて、以下のような手順で候補が選ばれる。

事務局原案作成（文化庁伝統文化課）→文化庁内決裁（課長・部長・鑑査官・次長・長官）→文部科学省内決済（次官・政務官・副大臣・大臣）

3) 最終決定

文部科学大臣（指定・選定）は、当該候補のインベントリー掲載の可否について、文化審議会へ諮問を行う。文化審議会はそれを文化財分科会で検討するが、さらにその分野の専門研究者によって構成される専門調査会へ審議を依頼する。専門調査会で慎重に審議された事項は、文化財分科会及び文化審議会へ報告され、最終的にその結果が文部科学大臣へ答申される。そしてその答申に基づいて、指定・認定・選定等の事実が政府により公表され、インベントリーに掲載される。

5. 各インベントリー作成上の留意点

1) 「重要無形文化財」「選定保存技術」

重要無形文化財として指定または選定保存技術として選定されるのは、芸能や工芸技術、文化財保存技術などの「無形のわざ」そのものであるが、それだけでは観念的にその重要性を宣言する意味しか持たない。それを可視的に一般の人々に明らかにし、その傳承を確保するためには、指定された「わざ」を高度に体得し体現できる保持者の存在が不可欠である。そこで日本では、新しくこれらの指定・選定を行う場合、同時に保持者・保持団体・保存団体を認定することが求められる。このうち特に留意しなければならないのは、個人を保持者として認定する場合である。

保持者の認定にあたっては、指定・選定対象となる各分野別に状況を把握し、候補表（参考資料）を作成する。この候補表には、現在の保持者及び過去の保持者を筆頭に、次期候補者となるべき人、世代的にそれに続く人を幅広く網羅しておくことが重要である。

次に、次期候補者となるべき人については、その健康状態・受賞歴・後継者の有無・人格識見、等日常的にあらゆる情報を把握しておくことが望まれる。またこれらの事前情報に当たっては、公正を期すためできる限りの秘密保持が望まれる。

2) 「重要無形民俗文化財」

無形民俗文化財の場合、その対象が全国に広く分布しているため、その詳細を把握するには国だけの力では不十分である。国は、より詳細に地域の無形民俗文化財の状況を把握している、都道府県及び市町村との密接な関係を構築しておく必要がある。

また、無形民俗文化財の国指定に当たっては、それを保持する各地域のコミュニティの意向を十分ふまえることも重要なポイントとなる。無形民俗文化財は国が指定したとしても、それを継承していくためには、地域コミュニティの大きな努力が不可欠である。したがって、学問的な価値付けに加え、その意向を十分勘案して指定は行われるべきである。